

## 西原村社会福祉協議会「災害備蓄品等整備事業」助成金交付要項

### (目的)

第1条 この要項は、災害時における地域住民の安全な避難を確保するため、各地区が所有する集会施設等（公民館及びコミュニティセンター）の災害備蓄品等の整備に要する経費を助成することにより、地域の総合的な防災力の向上を図ることを目的とします。

### (対象施設)

第2条 各地区が所有する集会施設等（公民館及びコミュニティセンター）として、非常災害時には避難所として活用される施設（以下「対象施設」という。）をいう。

### (助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次のとおりとします。

(1) 各地区が対象施設に整備する災害備蓄品等の整備事業

①災害備蓄品等

避難所等の機能確保に必要な災害備蓄品又は備品をいう。

### (交付対象)

第4条 助成金の交付対象は各行政区（以下「地区」という。）とする。

### (助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、地区の住民で協議決定された災害備蓄品等の整備に要する経費で、避難所としての機能の維持・向上に必要と認められるものとする。

### (助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象事業1事業につき、年50,000円以内とし、2年目及び3年目（継続事業）は、事業計画等及び世帯数等の地区の状況を勘案し予算の範囲内で会長が定めるものとする。

### (助成申請の期間)

第7条 助成の期間は、当該年度の単年度とする。但し。助成対象事業の必要性及び事業計画等の実行性等を勘案し、令和3年度までの3年間申請することができる。

### (助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする地区は、会長が定める期日までに助成金交付申請書（別記第1号様式）及び、事業実施計画書・整備(購入)予算書（別記第2号様式）に、必要事項を記入し会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第9条 会長は、前条により申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付について決定する。

(助成金の交付)

第10条 助成金は、助成金の交付決定に係る助成事業の完了後に交付するものとする。

(事業計画の変更)

第11条 助成事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ、助成事業の変更について、その内容を届け出で会長の承認を受けなければならない。

(事業実績の報告)

第12条 助成事業を実施し、その事業が完了したときは、助成事業実績報告書・整備（購入）収支計算書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに会長に報告しなければならない。

- (1) 収支に関する領収書（写し可）
- (2) 整備された災害備蓄品等の写真
- (3) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(助成金交付決定の取消し等)

第13条 会長は、助成事業について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付の決定の取消し又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金交付の決定の内容又は条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を目的以外の経費に充てたとき。
- (4) 前各号のほかこの要項に違反したとき。

(災害備蓄品等の管理点検)

第14条 各地区は、助成事業により整備された災害備蓄品等について、非常災害時に有効に活用されるよう定期的な管理点検・整理等に努めなければならない。

また、災害備蓄品等の消費期限、賞味期限、使用期限等が経過したものについては、各地区の責任の下、適切な処理を行うものとする。

(助成事業の財源)

第15条 この助成事業は、赤い羽根共同募金の配分金及び社会福祉協議会会員会費及び熊本地震復興支援金の一部を財源として実施します。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要項は、令和元年8月1日から施行する。